

平成27年(ワ)第13029号、第23567号

TPP交渉差止・違憲確認等請求事件

原告 原中勝征 外1581名

被告 国

## 原告第5準備書面

2015年11月16日

東京地方裁判所民事第17部合議B係 御中

原告 赤城智美



### 1 はじめに

私は、食物アレルギーをはじめとする、喘息、アトピー性皮膚炎などのアレルギー性疾患の患者を支援する市民団体、認定NPO法人アトピッ子地球の子ネットワークの事務局長と専務理事を務めています。患者支援の活動は24年目になりますが、活動のきっかけは私自身が食物アレルギーであり、当時5歳だった私の長男も食物アレルギーだったからです。

私は、政府が交渉を進めている環太平洋戦略的経済連携協定(以下「TPP」といいます)が締結されてしまえば、日本において今まで培われてきた食の安全をめぐる様々な取り組みが根底から破壊されてしまうのではないかという危機感を抱き、TPP交渉差し止めを目的とするこの訴訟の原告団の一員になりました。TPPは、私や私の家族を含めた、食物アレルギー患者の多くの生存権を奪うものであり、人権侵害となる懸念があります。私は、TPPの交渉の差し止めを求めます。

以下、この書面では、食の安全をめぐる取り組みが根底から破壊される懸念や、生存権が脅かされる状況について述べていきます。

## 2 アレルギーに関連した食品表示の状況

### (1) 表示義務を果たすために変化した食品加工の状況

日本の食品表示は 2000 年にアレルギー表示が義務化され、2 年間の移行期間を経て、2002 年からアレルギー表示が実現しました。

移行期間の 2 年間には、食品企業や流通企業から非常にたくさんの相談を受けました。食物アレルギーはどのようにして起こるか、発症したときの状態はどのようになるのか、治療はどのようなものかといった食物アレルギーに関する概要や、どのくらいの濃度で食物にアレルゲンが含まれていたらアレルギー反応を起こすのか、患者は自分自身の閾値（反応する濃度）を知っているのか、ひとつの食物の中にはいくつかのタンパク質で構成されているが、アレルゲンとなるタンパク質はどれなのかといったアレルゲン食物に関する知識、ミックス粉のような粉製品を取り扱う時や、うどんと蕎麦の製造ラインが隣り合って稼働しているときの空気中の微粉末の管理などをどのように行ったらいいかといった、製造工程管理に関する知識まで、ありとあらゆる質問がきました。私は、ひとつひとつを説明し、時には社員教育の手伝いをしたり、工場に出向いてアレルゲン食物の管理の方法を具体的に説明したり、工程管理を担う担当者とディスカッションしながら、工場全体の設計のし直しを検討したり、患者が正しく理解できるような表示の在り方を検討したりしました。

アレルギー表示が義務化されて以降、食品企業は患者である私たちの知識や経験に耳を傾けながら「アレルギー表示」という困難な課題達成のために努力し続けてきたのです。困難であった理由は、日本の食品表

示が世界に先駆けて「数 p p m」という管理すべきアレルゲンタンパクの数値を示したからです。この数値は、うどんと蕎麦の製造ラインが隣り合っているところでは必ずアレルゲンが混入してしまうため、蕎麦の原材料表示には小麦と書かねばならず、うどんの原材料表示には蕎麦と書かねばならないということを示しています。

アレルギー表示の義務化によって、日本の食品製造管理の状況は大きく変わりました。

## (2) 表示義務化前の食物アレルギー患者の状況

我が子の場合を例にして説明します。食物アレルギーと診断されたのは2歳(1987年)のときでした。卵、乳成分、小麦、大豆、キウイフルーツ(その他多くの果物)がアレルギーの原因食物でした。

卵と乳成分を含まないものを食べるためには、魚のすり身を使った練り製品を選ぶことはできませんでした。コロッケや様々な冷凍食品も様々なものが含まれているために買うことはできませんでした。ハム、ソーセージなどの加工肉も、乳成分や卵白が使われているものが多く食べることはできませんでした。小麦もアレルゲンだったため、餃子や焼売、様々な麺類は食べることはできませんでした。お菓子のほとんども食べることはできませんでした。我が子は、中学入学前まで、野菜と米、魚、肉など加工していない農畜産物を食べて成長しました。ごくたまに食べる楽しみとして、ソーセージやかまぼこは、私が手作りしました。医師と共に、アレルゲンが少量含まれていても食べることができるようになるために「経口免疫寛容」にとりくみ、中学生になってからは、市販の加工品も表示を見ながら購入するようになりましたが、時折、表示されていないアレルゲンタンパクを誤食し、呼吸困難を経験しました。

表示義務化前は、原材料の原材料に含まれている微量のものはキャリ

ーオーバーとして表示する必要がなかったため、誤食することとなったのです。例えば、いかの中に五目御飯を詰めて蒸した「イカめし」に使われていた保存料に塩化リゾチームが含まれており、イカの色味をよくする添加物にも塩化リゾチームが含まれていたため、想定していたよりも多くの卵のタンパク質を食べることとなり、発症しました。

表示義務化後は、キャリーオーバーであってもアレルギー物質を含む特定原材料とされるものは表示されることとなりました。

### (3) 現在のアレルギー表示の状況

「アレルギー物質を含む特定原材料」とされる、卵、乳成分、小麦、そば、落花生、えび、かにの7品目は、公定法として検知技術が確立されており、検出限界値は1ppm以下です。この検知技術はアレルギー表示が義務化されたことによって開発、確立された技術で、アレルギー表示の法律とともに世界に先駆けて開発されました。数ppmの単位でアレルゲンを管理する食品の開発も徐々に進み、食物アレルギー患者のための「食の安全の状況」は大きく進展したと思います。

しかし、一方では食品表示のミスや製造者が正しい知識を持っていなかったために表示が間違っていたことなどによって、年間150件以上の食品回収事故が起こっています。ときにはその間違った表示によって、患者が誤食し発症する事故も起こっています。表示がわかりにくかったために患者が誤食することも起こっています。

日本のアレルギー表示は、患者が安全に食物を選択し安心して食物を食べることができる環境を作ることができました。そして、この状況を維持するために食品企業は、常にアレルゲン管理の水準を維持し、正しく食品表示をするためにも努力し続けることが求められているのです。

食物アレルギーの患者の食生活と、安全で健康に暮らす権利は、日本

の食品表示の法律と、食品加工や流通に関わる企業の不断の努力によって実現しているといっても過言ではありません。

### 3 TPP締結によって起こり得る懸念

TPP交渉においては、食品表示基準の緩和は議論されていないと政府は説明しています。しかし、高い水準を維持している日本のアレルギー表示は、交渉に参加する他の国々と異なるため、貿易障壁と指摘されかねない懸念があります。日本の法律が示す「数ppm」という単位は、科学的根拠はなく、患者の実情を考慮して導き出された「およその数値」でしかありません。科学的根拠を示して貿易障壁ではないことを証明することは、現状では技術的に無理なのです。

政府の説明のとおり、TPP交渉では食品表示基準の緩和は議論されていないのかもしれませんが、それはあくまで交渉段階では議論していないだけであって、日本の食品安全基準や表示基準は、潜在的には貿易障壁としてTPP違反になるのかもしれませんが、TPPが発効した後になって、日本の食品安全基準や表示基準が科学的に適切なレベルを超える要求をしており、米国の食品輸出にとって貿易障壁であるから、米国に合わせて緩和すべきだという主張がなされることも考えられます。

また、仮にそういった主張がなされなかったとしても、実質的に日本の法律の水準を維持し続けようとするならば、日本の基準に満たない食品の輸入は実現しないこととなるため、アメリカの食品製造者が、ISDS条項によって、日本の食品表示の法律が貿易障壁になっていると考えて日本の政府を告発する可能性もあります。

もしそのような事態が起これば、遠からず日本のアレルギー表示の水準は維持されなくなり、この15年間食品企業や食物アレルギー患者が

積み上げてきた「アレルギー表示による食の安全」のしくみは崩壊することになります。

数 ppm の水準が維持されなくなるということは、「基準値がない状況に戻る」ということに他ならず、食物アレルギーの患者にとっては、「加工食品を購入できなくなる」ことを意味します。

#### 4 法廷に求めること

食の安全が脅かされるということは、実質的には私たちの生存権が脅かされることに他なりません。誰もが健やかな暮らしができるという、基本的人権が脅かされるのです。

TPP 差し止めを求める私たちの訴えは、基本的人権を認めてほしいという訴えに他なりません。たゆまぬ努力の日々の積み重ねによって実現してきた私たち食物アレルギー患者の「食の安全」を奪わないでください。

生存権と人権の問題として、TPP の問題を取り扱ってください。

以上